

長崎県公立大学法人経営戦略本部に関する規程

〔 令和 8 年 3 月 2 6 日 〕
規 程 第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人経営戦略の迅速かつ着実な推進のため、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）及び法人が設置する長崎県立大学（以下「大学」という。）が一体となって任務を遂行する体制を構築することを目的として、長崎県公立大学法人経営戦略本部（以下「経営戦略本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 経営戦略本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法人の経営戦略等に関する方針の審議及び決定
- (2) 法人の経営戦略等に関する情報の収集及び分析
- (3) 法人の経営戦略等に関する企画及び立案

(構成員)

第 3 条 経営戦略本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長・学長
- (3) 専務理事・法人事務局長・大学事務局長

(本部長)

第 4 条 経営戦略本部に本部長を置き、理事長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第 5 条 経営戦略本部に副本部長を置き、副理事長・学長をもって充てる。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 経営戦略本部会議(以下「会議」という。)は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員全員の出席をもって開催する。
- 3 議事は、構成員全員の合意をもって決する。
- 4 議長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(プロジェクトチーム)

第 7 条 経営戦略本部に、理事長が指示する特定事項の検討及び実施を目的とするプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第 8 条 経営戦略本部会議の事務は法人事務局理事長室において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、経営戦略本部に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。